

大情審答申第 361 号
平成 26 年 3 月 14 日

大阪市長職務代理者
大阪市の市長 村上 龍一 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成24年 6 月15日付け大政第e-71号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 24 年 5 月 9 日付け大政第 63 号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 24 年 4 月 25 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表の（い）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を保有していない理由を別表の（う）欄のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 5 月 15 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 大阪市民より信託を受けた大阪市職員は、間違った仕事をしてはならない（間違った仕事をした場合は自ら退職すべきである。しかし市職員は、馬耳東風を決め込んで

いる。)

- 2 日本国憲法・法律・条例その他に明記されたことしか地方公務員はできないはずである。しかしそれに背きミスをした場合の決まり及び手続等をこの担当は決めておらず、存在しないとしているがなぜか。
- 3 決めることは危機管理の根本ではないのか。なぜ決めないのか。無謬だからか。この担当は最悪の状況すら考えていないのか。故に今からでも遅くないので、決まりを定めること。
- 4 ○○区市民協働課による公開決定文書に記載された職員の氏名に誤りがあった。これが市職員のデタラメな仕事振りである。
- 5 公開請求に対する決定通知書に押されている市長印は私印ではなく、公印ではないのか。公印がある文書においてミスが発生したら、本庁に勤務する者達は全力で尻拭いするのが職責ではないのか。それをなぜ存在しないと言うのか。ないなら作るべきである。それが現場で発生した事務ミスに対する大阪市の説明責任である。いつまでも放置するべきではない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 情報公開に係る規程等としては、条例や大阪市情報公開条例施行規則（平成 13 年大阪市規則第 31 号。以下「条例施行規則」という。）等が存在し、情報公開に係る運用や事務処理手順等を定めたものとして大阪市情報公開条例解釈・運用の手引（以下「条例解釈・運用の手引」という。）や情報公開事務処理マニュアル等が存在する。しかしながら、これらの規程やマニュアル等に、本件請求内容に係る定めはない。
- 2 また、文書管理等を所管する総務局行政課（文書グループ）に対し、本件請求内容に係る規程等が存在するか念のため確認したところ、存在しないとのことであった。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異

議申立人は本件決定の取消しを求めている。

したがって、本件異議申立ての争点は、本件文書が存在しないとしてなされた本件決定の妥当性である。

3 本件決定の妥当性について

異議申立人は、条例に則り公開請求をした公文書に誤りがあった場合の対応に係る文書を求めていると認められる。

当審査会が、情報公開制度に係る規程である、条例、条例施行規則及び条例解釈・運用の手引を見分したところ、異議申立人が求める趣旨の規定は存在しないことが認められた。

また、実施機関は、文書管理等を所管する総務局行政課（文書グループ）に、異議申立人が求める趣旨の規定等が存在するか否か確認したが存在しないとの回答を得ているとのことであった。念のため、当審査会が、事務局職員をして、公文書管理に係る規程である、大阪市公文書管理条例（平成 18 年大阪市条例第 15 号）、大阪市公文書管理条例施行規則（平成 18 年大阪市規則第 65 号）及び大阪市公文書管理規程（平成 13 年達第 9 号）を見分させたところ、異議申立人が求める趣旨の規定は存在しないことが認められた。

以上を踏まえると、本件文書が存在しないという実施機関の説明に、特段、不自然不合理な点は認められないことから、本件決定は妥当である。

4 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

委員 井上英昭、委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 西村枝美

別表

(あ)	決定	平成 24 年 5 月 9 日付け大政第 63 号 不存在による非公開決定
(い)	公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	大阪市情報公開条例に則り公開請求をした公文書に、多数間違いがある（特に〇〇区）。それを請求者が文書等で指摘し、実施機関がそれを認める回答をしているにもかかわらず何ら正しい公文書の提供もなく、本当に訂正されたのかも市民には知らされない 故に、本来は大阪市職員は無謬でなければならないが、何らかの作成者の能力不足及び管理職の注意力不足で発生してしまった公文書のミスに対して、請求公開後の対応が分かる又は決まっている全文書
(う)	公開請求に係る公文書を保有していない理由	情報公開制度において、公開の実施を行った公文書に誤りがあった場合の対応について定めた規程等はなく、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。

(参考) 答申に至る経過

平成 24 年度諮問受理第 40 号

年 月 日	経 過
平成 24 年 6 月 15 日	諮問及び実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 24 年 6 月 27 日	異議申立人から意見書の提出
平成 25 年 10 月 1 日	審議（論点整理）
平成 26 年 2 月 4 日	審議（答申案）
平成 26 年 2 月 18 日	審議（答申案）
平成 26 年 3 月 14 日	答申